［削る］	
［口　略］ ［四・五　略］ ［2・3　略］	
附　則	
（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）	
第四条　平成二十九年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号及び第四号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。	
一　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額	
算式	
A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6	
算式の符号	
A　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に41,000円を乗じて得た額	
B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に62,000円を乗じて得た額	
C　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に50,000円を乗じて得た額	
E　計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金	

六十六　排水機場の維持管理に要する経費	排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二を乗じて得た額とする。
［口　同上］ ［四・五　同上］ ［2・3　同上］	
附　則	
（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）	
第四条　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号及び第四号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。	
一　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額	
算式	
A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6	
算式の符号	
A　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に39,000円を乗じて得た額	
B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に60,000円を乗じて得た額	
C　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に44,000円を乗じて得た額	
E　計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金	